

人 材 開 発 統 括 官 関 係

人材開発統括官所管の分科会における審議状況 (平成 29 年 9 月 16 日以降)

○若者雇用促進法に基づく指針の一部改正について【別紙 1】

新卒者等が地域を限定して働ける勤務制度の導入等に企業が努めること等を新たに盛り込んだ「青少年の雇用機会の確保及び職場への定着に関して事業主、特定地方公共団体、職業紹介事業者等その他の関係者が適切に対処するための指針の一部を改正する告示案要綱」について、第 4 回人材開発分科会（平成 30 年 3 月 2 日）において諮問し、「妥当」と認めるとの答申がなされた。平成 30 年 3 月中に公布、施行予定。

○専門実践教育訓練の指定基準に関する施行後 3 年後における見直しについて【別紙 2】

専門実践教育訓練給付の制度創設時に、施行（平成 26 年 10 月）後 3 年後を目途として対象講座の指定基準の必要な見直しを検討することとされていたことを受け、第 3 回人材開発分科会（平成 30 年 2 月 6 日）より議論を開始。今後、継続して審議予定。

○職務経歴等記録書の様式の改正について【別紙 3】

職務経歴等記録書（ジョブ・カード）の利便性の向上を図るため、その様式の改正を内容とする「職業能力開発促進法第 15 条の 4 第 1 項の規定に基づく職務経歴等記録書の様式の全部を改正する告示案」について、第 4 回人材開発分科会（平成 30 年 3 月 2 日）において諮問し、「妥当」と認めるとの答申がなされた。平成 30 年 4 月に施行予定。

○2017 年度の年度目標における中間評価について【別紙 4】

2017 年度の年度目標に係る中間評価について、第 4 回人材開発分科会（平成 30 年 3 月 2 日）において審議。今後は委員からのご意見を踏まえ、内容を確定し、公表する。

○技能実習制度における監理団体の許可について【別紙 5】

監理団体審査部会において、技能実習制度の監理団体にかかる許可申請について、3 月 8 日時点で、計 1,973 団体（一般：676、特定：1,297）を監理団体として許可する旨の答申がなされた。

○その他【別紙6-1、2、3】

・人材開発支援助成金の改正について

人材開発支援助成金の助成メニューの整理統合等を内容とした、雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案要綱を第5回人材開発分科会（平成30年3月28日）において、諮問予定。

・職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令案要綱について

職業訓練基準の改正、及び職業訓練指導員免許の受験資格及び免除資格対象の拡大を内容とした、職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令案要綱を、第5回人材開発分科会（平成30年3月28日）において、諮問予定。

・職業能力開発促進法施行規則及び職業能力開発促進法第四十七条第一項に規定する指定試験機関の指定に関する省令の一部を改正する省令案要綱について

「ブライダルコーディネーター職種」及び「ホテル・マネジメント職種」を技能検定職種に新たに追加することを内容とした、職業能力開発促進法施行規則及び職業能力開発促進法第四十七条第一項に規定する指定試験機関の指定に関する省令の一部を改正する省令案要綱を、第5回人材開発分科会（平成30年3月28日）において、諮問予定。

【参考】 分科会開催実績

- ・ 人材開発分科会 平成30年 2/6、3/2、3/28
- ・ 監理団体審査部会 平成29年 9/20、10/6、10/20、11/21、12/8、12/22
平成30年 1/15、1/24、2/8、2/21、3/22

【指針改正の背景・経緯】

- 「働き方改革実行計画」(平成29年3月28日働き方改革実現会議決定)において、「単線型のキャリアパスでは、ライフステージに合った仕事の仕方を選択しにくい。」とされ、単線型の日本のキャリアパスを変える取組の1つとして、「若者雇用促進法に基づく指針を改定し、希望する地域等で働ける勤務制度の導入など多様な選考・採用機会を促進」することとされた。
- このため、厚生労働省からの要請を受けた独立行政法人労働政策研究・研修機構(JILPT)において、「多様な選考・採用機会の拡大に向けた検討会」を設置し、実態把握、課題の整理、多様な選考・採用機会の拡大に向けた方策等を検討した。

【指針改正の狙い】

新卒者等
にとって

- 地域等を限定した働き方や、生活と仕事の両立が可能な働き方に対する新卒者等のニーズが高いことを踏まえ、若者一人ひとりが社会で能力を発揮できるよう、こうした働き方が具体的な選択肢となる環境整備を図る。

企業に
とって

- 今後も若者人口が減少し、人手不足が構造的な問題となることを見込まれる中で、若者が能力を発揮できる環境整備に取り組むことで、企業の人材確保の機会拡大、採用後の職場定着を図る。

【指針改正の概要】

第二 事業主等が青少年の募集及び採用に当たって講ずべき措置

三 意欲・能力に応じた就職機会の提供等

(二) 学校等の新規卒業予定者に係る採用方法

イ 通年採用や秋季採用の積極的な導入 **【下線部追加】**

学校等の新規卒業予定者の採用時期については、春季の一括採用が雇用慣行として定着しているところであるが、何らかの理由により当該時期を逸した青少年に対しても応募の機会を提供する観点から、通年採用や秋季採用の導入等 **の個々の事情に配慮した柔軟な対応**を積極的に検討すること。

四 **学校卒業見込者等が希望する地域等で働ける環境の整備** **【新設】**

青少年が、希望する働き方を選択し、自ら主体的・継続的なキャリア形成を図ることを可能とするためには、より柔軟かつ多様な就業機会の選択肢が必要である。特に、仕事と生活の調和等の観点から、学校卒業段階で希望する地域で就職機会を得、その地域において中長期的にキャリア形成ができる環境整備が求められる。このため、事業主は、ICT利活用の可能性も検討しつつ、次に掲げる措置を講ずるよう努めること。

(一) 地域を限定して働ける勤務制度の積極的な導入

学校卒業見込者等が一定の地域において働き続けることができるよう、広域的な事業拠点を有する企業は、一定の地域に限定して働ける勤務制度の導入を積極的に検討すること。

(二) キャリア展望に係る情報開示

学校卒業見込者等が適職を選択し、安定的に働き続けることができるよう、採用後の就業場所や職務内容等を限定した採用区分については、それぞれの選択肢ごとのキャリア形成の見通しなど、将来のキャリア展望に係る情報開示を積極的に行うこと。

専門実践教育訓練の指定基準の見直しについて (ご議論いただきたいポイント)

専門実践教育訓練給付制度は、平成 26 年 10 月より開始されたが、制度創設時の審議において、施行から 3 年を目途として、教育訓練の実施状況、教育訓練成果、労働市場への効果等を把握・分析し、再度、指定基準の妥当性の検証を行うこととされていた。今般、本制度の運用実績に関するデータなどの蓄積が進み、検証に向け一定の分析が可能となってきたことから、これまでの分科会において委員からいただいた指摘や、制度を運用する中で生じてきた検討課題等も踏まえ、ご議論いただきたいポイントを以下のとおり整理した。

(1) 分科会委員等からの指摘事項

課程類型や目標資格別の教育訓練の実施状況、教育訓練成果、労働市場への効果等を把握・分析した上での、指定基準の妥当性の検証

○以下のような項目について雇用保険データを中心に分析

- ・ 課程類型別受講者数
- ・ 受講者の属性（年齢構成、性別比、受講開始時の就業状況）
- ・ 修了後の就職率、非正規雇用から正社員への転換等のキャリアアップ状況
- ・ 就職後の定着率

(2) 政策・制度的観点からの新たな検討課題

- ① 専門職大学・専門職短期大学制度の創設を踏まえた教育訓練給付制度における取り扱いの検討
- ② 上記検討に併せた、専門実践教育訓練に係る訓練期間の上限の考え方の検討

(3) 制度運用上の検討課題に関する事項

- ① 実務経験等の一定要件を満たす者が受講する、業務独占・名称独占資格の養成課程の、専門実践教育訓練への指定可能性
- ② 専門実践教育訓練としての講座基準を満たさない課程類型適合講座を一般教育訓練として指定可能とする経過措置の取扱い
- ③ 就職・在職率の計上の方法（長期履修生、修了後に進学する者の多い講座などの評価の仕方）

(4) 教育訓練給付制度におけるその他の検討課題の取扱い

①今後、文部科学省において認定制度の創設が予定される

i) より短時間の職業実践力育成プログラム

ii) 専門学校による社会人向け短期プログラム

の教育訓練給付制度全体の中での位置づけ

②一般教育訓練も含めた講座指定要件に関する給付水準も踏まえた類型
バリエーション

改正の趣旨

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号。）第15条の4第1項の規定に基づき国が定めることとされている「職務経歴等記録書（ジョブ・カード）」について、**①取り組みやすさ、②ライフステージを見通した各様式のつながり、③利用者の状況に応じた記載のしやすさ**、という3つの観点から、さらなる利便性の向上を図るため以下の改正を行うもの。

改正の主な内容

（1）様式の見直し

- 「様式1-1 キャリア・プランシート（就業経験がある方用）」の「自らのキャリア・プランに関する本人の記入欄」について、記載項目毎に欄を区分。

➡ 「何をどう書いたらいいのかわからない」という意見を踏まえ、作成に取り組みやすくするため、キャリア・プランの主要要素を項目立てする。

- 上記「様式1-1 キャリア・プランシート」の区分と一致するよう、「様式1-2 キャリア・プランシート（就業経験のない方、学卒者等用）」の（第3面）について、各項目を修正。

➡ 様式1-2を作成した学生等が就職後に様式1-1を作成することを念頭に、様式1-2から様式1-1への移行を容易にするため、両様式の記載項目（構成要素）を統一する。

（2）様式の弾力化

- 様式1-1、様式1-2、様式2、様式3-1及び様式3-2について、（注意事項）欄に「**必要があるときは、各欄を区分し、または各欄に所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができます。**」と追記。

➡ 各企業・学校・利用者等のニーズに応じた「欄の統合・分節化」「欄の省略」「独自の欄の追加」等を可能とし、各場面において活用しやすいものとする。

施行日

平成30年4月1日(予定)

2017年度 人材開発分科会における年度目標の中間評価について（案）

① 地域若者サポートステーションの就職率について

サポステの支援による就職率は、2017年度の目標 60%に対して、2017年10月末時点の実績は 49.3%となっている。雇用情勢が改善する中でなおサポステの支援が必要な者について、支援の困難度の高い者の割合が増加（※）していることなどにより、現時点で目標を下回っているものの、ハローワークとの連携を強化するなど就職実現に向けた取組を強化することで月を追って着実に実績が向上（2017年7月 46.0%→10月 49.3%）しており、最終的に、目標の水準に達することを引き続き目指していく。

（※）初来所時に、働くことについてイメージできない、明確な方向性を持っていない状態にあるなど支援の困難度が高い者の割合 2016:57.5%→2017（11月時点）:65.3%

目標を達成するために、全国のサポステにおいて、ニート等の若者の職業的自立を目指し、キャリアコンサルタントなどによる専門的な相談、コミュニケーション訓練、協力企業への職場体験等のプログラムを積極的に実施するほか、高校等との連携強化、その他の関係機関とのネットワークを活かした支援対象者の誘導、さらに、サポステスタッフを対象とした研修会等を通じた相談支援スキル向上に取り組んでいるところであり、今後もこれら取組みを通じ引き続き就職支援機能の一層の強化を図る。

② ハローワークの職業紹介により正社員就職に結びついたフリーター等の数

ハローワークにおけるフリーター等の正社員就職者数は、2017年度の目標 29.2万人に対して2017年度10月末までの実績が約 17.4万人となっている。中間期における実績は年度目標を上回るペースで推移しており、最終的に目標の水準に達するものと見込んでいる。

目標を達成するために、引き続き「わかものハローワーク」等の支援拠点を中心としたきめ細かな個別支援を徹底するとともに、トライアル雇用等の関連する施策の積極的な活用や、関係機関との連携を通じ、フリーター等の正社員就職支援の強化に取り組む。

③ 学卒ジョブサポーターによる支援（正社員就職者数）

学卒ジョブサポーターの支援による正社員就職者数は、2017年度の目標 19.1万人に対して2017年度10月末までの実績が 11.1万人となっている。中間期における実績は年度目標に達するペースで推移しており、昨年度実績を上回っている。景気の回復による企業の採用意欲の改善等によりハローワークでの職業相談件数が想定以上に減少している中、各労働局に年度後半の取組強化を指示したところであり、最終的に目標の水準に達するものと見込んでいる。目標を達成するために、引き続ききめ細かな個別支援の徹底を図るとともに、大学等との連携により支援対象者の新卒応援ハローワーク等への誘導を強化する。特に、支援の緊要度の高い未内定学生等を重点に早期からの把握・誘導などに積極的に取り組むとともに、就職・定着状況の把握の徹底に努める。

④ ジョブ・カード作成者数について

ジョブ・カード新規取得者数は、2017年度の目標25.0万人に対して、2017年10月末時点の実績は前年同期比で17.1%減の11.5万人となっており、目標達成は厳しい状況である。これは、離職者訓練及び求職者支援訓練の受講者数の減少（10.4万人→9.8万人（いずれも10月末時点速報値））、企業内人材育成推進助成金（廃止済）のキャリアコンサルティング制度導入による実績分が大幅に減少した（4.0万人→1.7万人（いずれも10月末時点速報値））こと等が主な要因と考えられる。

目標を達成するために、今後も引き続き、公的職業訓練や雇用型訓練の積極的展開に併せたジョブ・カードの着実な作成促進を図るとともに、ハローワークにおける一般求職者を対象にした職業相談、企業における従業員へのキャリア形成支援や大学・専修学校等のキャリア教育等の有効なツールとしても、ジョブ・カードのより幅広い活用を一層促す。

さらに、来年度においては、2015年12月に開設した、ジョブ・カード制度総合サイトの機能拡充、スマートフォン版ジョブ・カード作成支援アプリの普及等によっても、一層の活用促進を図る。

⑤ 公共職業訓練（離職者訓練）の就職率について

公共職業訓練（離職者訓練）の就職率は、2017年度の目標は施設内訓練が80%、委託訓練が75%に対して、施設内訓練が86.8%（2017年9月末までに終了した訓練コースの終了3か月後の実績）、委託訓練が74.5%（2017年8月末までに終了した訓練コースの終了3か月後の実績）となっており、目標を達成する見込みである。求人・求職者のニーズに合致した訓練の設定、訓練実施機関・ハローワーク等との連携による就職支援等の取組の推進が有効であったと考えられる。

目標を達成するため、今後も引き続き、求人・求職者のニーズに合致した訓練の設定や、訓練修了までに就職が決まらない可能性のある受講生の訓練修了前からのハローワークへの誘導など、訓練実施機関とハローワークの連携による就職支援を徹底するほか、長期の訓練コースや、短時間訓練コースの設定、託児サービス支援の提供等を引き続き推進する。また、「民間教育訓練機関における職業訓練サービスガイドライン」の活用促進などにより、訓練の質の確保や訓練効果の維持・向上や、必要に応じた、より安定した就職を実現するために求められる見直し等を行っていく。

⑥ 求職者支援制度による職業訓練の就職率について

求職者支援制度による職業訓練の就職率は、2017年度の目標は基礎コースが55%、実践コースが60%に対して、基礎コースが59.2%、実践コースが65.1%（2017年5月末までに終了した訓練コースの終了3か月後の実績）となっており、目標を達成する見込みである。求人・求職者のニーズに合致した訓練の設定、訓練実施機関・ハローワーク等との連携による就職支援等の取組の推進が有効であったと考えられる。

目標を達成するために、効果的な訓練コースの設定、ハローワークへの指定来所日の更

なる活用、担当者制による集中的な支援、訓練実施機関の就職支援に関するノウハウ向上のための支援を行うなど、就職に向けた取組をより一層強化していく。

⑦ 技能検定受検合格者数

技能検定受検合格者数は、2017年度の目標は25万人であり、実績は188,376人（指定試験機関方式は4～10月まで、都道府県方式は4～9月までの速報値）である。

目標を達成するために、職種・作業の新設など、技能検定制度のさらなる普及・拡充に取り組んでいく。

また、キャリア形成の必要性が高い若年世代にとっては、実技試験の高額な受検料が技能検定受検の障壁となる場合があるため、2017年度より受検料の減免措置を講じている。

中間評価

関連する 2020 年までの目標

○地域若者サポートステーション事業による就職等進路決定者数 10 万人

○ジョブ・カード取得者数 300 万人（累計）

○公共職業訓練受講者の就職率 施設内 80%、委託 65%

○技能検定受験合格者数 725 万人（累計）

項目	2015 年度 実績（目標）	2016 年度 実績（目標）	2017 年度目標	2015 年度 実績(4-10 月)	2016 年度 実績(4-10 月)	2017 年度 実績(4-10 月)
①地域若者サ ポートステー ションの就職率 ※1	15,479 人 (17,000 人)	61.9% (60%)	60%	9,262 人	57.2%	49.3%
②ハローワー クの職業紹介 により正社員 就職に結びつ いたフリーター 等の数	326,447 人 (320,000 人)	308,351 人 (300,000 人)	292,000 人	191,749 人	182,631 人	174,223 人
③学卒ジョブ サポーターに よる支援(正社 員就職者数)	206,064 人 (186,000 人)	191,920 人 (195,000 人)	191,000 人	111,507 人	104,649 人	110,769 人
④ジョブ・カー ド作成者数 ※2	19.8 万人 (23.2 万人)	25.8 万人 (23.2 万人)	25.0 万人	9.4 万人	13.9 万人	11.5 万人
⑤公共職業訓 練(離職者訓 練)の就職率 ※3	施設内訓練： 87.2% (80%) 委託訓練： 75.6% (70%)	施設内訓練： 88.4% (80%) 委託訓練： 75.1% (70%)	施設内訓練： 80% 委託訓練： 75%	施設内訓練： 85.8% 委託訓練： 74.5% ※4	施設内訓練： 86.6% 委託訓練： 73.0% ※4	施設内訓練： 86.8% (速報値) 委託訓練： 74.5% (速報値) ※4
⑥求職者支援 制度による 職業訓練の 就職率 ※5	基礎コース： 56.4% (55%) 実践コース： 60.9% (60%)	基礎コース： 58.9% (55%) 実践コース： 63.8% (60%)	基礎コース： 55% 実践コース： 60%	基礎コース： 53.7% 実践コース： 60.2% ※6	基礎コース： 59.3% 実践コース： 62.9% ※6	基礎コース： 59.2% (速報値) 実践コース： 65.1% (速報値) ※6

⑦技能検定受 検合格者数	27 万人 (-)	30 万人 (25 万人)	25 万人	157,102 人 ※7	175, 527 人 ※7	188,376 人 (速報値) ※7
-----------------	----------------	------------------	-------	-----------------	------------------	-----------------------

- ※1 地域若者サポートステーションの就職率＝就職者数（雇用保険被保険者資格を取得し得る者）÷新規登録者数
- ※2 ジョブ・カード作成者数：教育訓練機関、ジョブ・カード制度総合サイト等を通じたジョブ・カード作成者数（2015 年度の数値は、ハローワーク等でキャリアコンサルタントがジョブ・カードを交付した数）
- ※3 公共職業訓練の就職率：目標設定年度の離職者訓練の修了者等（1ヶ月以下のコースは除く）に占める、訓練修了3ヶ月後までに就職している者の割合（都道府県が自治事務として行う施設内訓練及び都道府県単独の委託訓練の実績を除く）
公共職業訓練の就職率＝就職者数（就職理由中退者含む）÷（就職理由中退者数＋修了者数）
- ※4 施設内訓練が各年4月～9月末、委託訓練が各年4月～8月末までに終了したコースの実績
- ※5 求職者支援制度による職業訓練の就職率：求職者支援訓練の修了者数（基礎コースは、他の訓練受講中の者及び受講が決定した者を除く）に占める、訓練修了3ヶ月後までに就職している者の割合。なお、就職している者の割合の定義については、2014年度より、雇用保険適用就職した者の割合としている（※2013年度までは短期間の就職をした者の割合を含めていた）。
基礎コースの就職率＝就職者数（就職理由中退者含む）÷（就職理由中退者数＋修了者数－次訓練受講中・次訓練受講決定者数）
実践コースの就職率＝就職者数（就職理由中退者含む）÷（就職理由中退者数＋修了者数）
- ※6 各年4月～5月末までに終了したコースの実績
- ※7 指定試験機関方式は4～10月まで、都道府県方式は4～9月までの値

2017年度目標設定における考え方

① 地域若者サポートステーションの就職率：60%

2016年度の就職率は61.9%と目標を達成しているものの、より困難度の高い登録者が増えていると思われることから、就職率については2016年度における目標値と同様の水準である60%を目標で設定。なお、全体として雇用情勢の変化といった外的要因により登録者数・就職者数が減少基調にある一方で、ニート数は明確に減少基調とまでは言えず、今後も就職率はもとより、登録者数・就職者数の絶対数の視点でも成果確保を図る必要がある。

② ハローワークの職業紹介により正社員就職に結びついたフリーター等の数：292,000人

ハローワークにおいてフリーター等の正社員化の実現に向けた支援を行っているところであり、正社員就職者数を目標として設定している。2017年度は、労働局、ハローワークへの年度当初の業務指示に当たっての目標設定時に把握可能な直近実績を踏まえ、2016年度実績を推計し、これに支援対象者数の動向（対前年度比▲7.2%）等を勘案し設定。

③ 学卒ジョブサポーターによる支援（正社員就職者数）：191,000人

新卒応援ハローワークにおいて学卒ジョブサポーターによる新規学卒者等への就職支援を行っているところであり、その正社員就職者数を目標として設定している。2017年度は、労働局、ハローワークへの年度当初の業務指示に当たっての目標設定時に把握可能な直近実績を踏まえ、2016年度実績を推計し、これに支援対象者数の動向（対前年度比▲5.1%）等を勘案し設定。

④ ジョブ・カード作成者数：25.0万人

2020年度までの目標として、ジョブ・カードの累計取得者数を300万人とすることとしており、2016年度末で累計取得者数は174.0万人となっている。この目標達成に向けて、2017年度以降実績向上を図る必要があるが、これまでのジョブ・カードに係る各般の取組の効果が徐々に浸透・発現し、今後各領域における実績が順次向上する

と見込まれることから、平成 29 年度においては、平成 28 年度実績等を踏まえ平成 28 年度目標値を上回る 25 万人を目標値として設定。

⑤ **公共職業訓練（離職者訓練）の就職率：施設内訓練：80%、委託訓練：75%**

2016 年度の目標は、施設内訓練 80%、委託訓練 70%としていた。委託訓練については、直近 3 年の実績（※ 1）が 70%を超えていることを踏まえ、75%に引き上げた。一方、施設内訓練については、直近 3 年の実績（※ 2）は目標を上回っているが、（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構の中期目標において 80%以上と定めていることから、引き続き 2016 年度と同値を設定。

（※ 1）委託訓練就職率：2016 年度 75.1%、2015 年度 75.6%、2014 年度 74.2%

（※ 2）施設内訓練就職率：2016 年度 88.4%、2015 年度 87.2%、2014 年度 86.3%

⑥ **求職者支援制度による職業訓練の就職率：基礎コース 55%、実践コース 60%**

2016 年度の目標は、基礎コース 55%、実践コース 60%としており、直近 3 年の実績を踏まえ、引き続き 2016 年度と同値を設定。

（※）2016 年度：基礎コース 58.9%、実践コース 63.8%

2015 年度：基礎コース 56.4%、実践コース 60.9%

2014 年度：基礎コース 53.0%、実践コース 57.6%

⑦ **技能検定受検合格者数（延べ数）：625 万人**

第 10 次職業能力開発基本計画における関連目標と同様に、制度創設時から 2020 年度までの目標として、技能検定受検合格者数（延べ数）を 725 万人と設定するとともに、同目標の達成のためには毎年 25 万人の合格者数を達成する必要があることから、2017 年度については新規合格者数 25 万人を設定。

施策実施状況

① **地域若者サポートステーションの就職率**

地域若者サポートステーション事業

○ 予定額：38 億円（2017 年度）

○ 就職率：49.3%（2017 年 4 月～10 月）

○ 「ニッポン一億総活躍プラン」に基づく高校中退者等への切れ目のない支援のため、アウトリーチ型等の就労支援を実施。

② **ハローワークの職業紹介により正社員就職に結びついたフリーター等の数**

○ 正社員就職実績：17.4 万人（2017 年 4 月～10 月）

○ 全国のハローワークにおいて、フリーター等に対し担当者制による個別支援等を実施。

○ 支援拠点として設置された「わかものハローワーク」等を通じて、正社員化に向けた支援を実施。

○ 就職氷河期に正社員就職に至らず、35 歳を超えてフリーターのような働き方で離転職を繰り返す「長期不安定雇用者」に対して、従来のハローワークでの個別支援に加えて、短期・集中的なセミナー、職業訓練への誘導強化、トライアル雇用などを個々の対象者ごとにパッケージ化して集中的に支援する「就職氷河期正社員就職実現プラン」を推進。

③ **学卒ジョブサポーターによる支援（正社員就職者数）**

- 正社員就職実績：11.1万人（2017年4月～10月）
 - 全国の新卒応援ハローワーク等において、学卒ジョブサポーターによるきめ細かな職業相談・職業紹介を実施。
- ④ ジョブ・カード作成者数**
- ジョブ・カードを職業能力開発促進法に位置付けるとともに、2015年10月から「生涯を通じたキャリア・プランニング」や「職業能力証明」のツールとして活用する新ジョブ・カード制度を開始
 - 中央及び地域ジョブ・カードセンターによるジョブ・カード制度の普及促進、雇用型訓練実施企業の開拓及び雇用型訓練カリキュラムの作成支援等を行う雇用型訓練を活用する企業に対する支援等を実施
 - ジョブ・カードを活用した雇用型訓練や職業能力評価、キャリアコンサルティングを行う事業主に対し、キャリアアップ助成金等による助成を実施
 - 2015年12月からジョブ・カード制度総合サイトにより周知広報を強化。「ジョブ・カード作成支援ソフトウェア」も提供（2016年3月からスマートフォン版アプリも提供）
 - 2017年度ジョブ・カード新規作成者数：11.5万人（10月末時点速報値）
- ⑤ 公共職業訓練（離職者訓練）**
- 2017年4月から2017年12月末までに開講した訓練コース数は、施設内訓練1,746コース、委託訓練3,654コース、受講者数は施設内訓練29,075人、委託訓練66,372人
 - 就職支援の強化を図るため、訓練修了までに就職が決まらない可能性のある者について、訓練修了1か月前を目処に漏れなくハローワークへ誘導し、本人の希望・ニーズを踏まえた就職支援を徹底するなどの取組を推進。
 - これまで能力開発機会に恵まれなかった非正規雇用労働者等を対象として、国家資格の取得等を目指し、正社員就職を実現する長期の訓練コースを推進。
 - 子育て女性等の再就職を支援するため、短時間訓練コースや託児サービス支援の提供等を推進。
- 2016年度予算額：約960億円
- ⑥ 求職者支援制度による職業訓練**
- 2017年4月から2017年12月末までに開講した訓練コース数は、基礎コース737コース、実践コース1,409コース、受講者数は基礎コース6,149人、実践コース13,977人
 - ハローワーク内において制度や訓練コースに関する情報を求職者に提供するとともに、福祉事務所など関係機関への周知依頼や関係機関職員に対する説明会、訓練実施機関による受講者向け訓練説明会など、周知のための取組を地域の実情等を踏まえて実施。
 - 2014年4月から、より安定した就職を実現するため、実績を把握する就職の定義を「雇用保険が適用される就職」に見直すとともに、訓練の質の確保や訓練効果の維持・向上を図るため、受講者に対する給付金や訓練実施機関に対する奨励金の支給要件を一部見直し。
 - 社会人経験の少ない方や短期間で就職を目指したい方など、様々な訓練生への対応を図るため、2016年10月より基礎コースにおいて社会人スキル科目を充実させ、短期間で習得できる職業スキルを付与するとともに、実践コースへの連続受講を可能とするなどの見直しを実施。
 - 子育て女性等の再就職を支援するため、短時間訓練コースや託児サービス支援の提供等を推進。
 - 2016年度予算額：約129億円（訓練部分）

⑦ 技能検定受検合格者数

- 人材ニーズの高まりの顕在化が認められる職種・作業の新設など技能検定制度を普及・拡充する取組を推進。
- 2017年度予算額：約25億円

2017年度中間評価段階における施策達成状況に係る分析

① 地域若者サポートステーションの就職率

サポステの支援による就職率は、2017年度の目標60%に対して、2017年10月末時点の実績は49.3%となっている。雇用情勢が改善する中でなおサポステの支援が必要な者について、支援の困難度の高い者の割合が増加（※）していることなどにより、現時点で目標を下回っているものの、ハローワークとの連携を強化するなど就職に向けた取組を強化することで月を追って着実に実績が向上（2017年7月46.0%→10月49.3%）しており、最終的に目標の水準に達することを引き続き目指していく。

（※）初来所時に、働くことについてイメージできない、明確な方向性を持っていない状態にあるなど支援の困難度が高い者の割合 2016年：57.5%→2017年（11月時点）：65.3%

② ハローワークの職業紹介により正社員就職に結びついたフリーター等の数

「わかものハローワーク」等の支援拠点を中心としたきめ細かな個別支援や、就職支援ナビゲーターの配置による訓練への誘導機能の強化等により、2017年度の目標29.2万人に対して2017年度10月末までの実績が約17.4万人となっている。中間期における実績は年度目標を上回るペースで推移しており、最終的に目標の水準に達するものと見込んでいる。

③ 学卒ジョブサポーターによる支援（正社員就職者数）

学卒ジョブサポーターの支援による正社員就職者数は、2017年度の目標19.1万人に対して2017年度10月末までの実績が11.1万人となっている。中間期における実績は年度目標に達するペースで推移しており、昨年度実績を上回っている。景気の回復による企業の採用意欲の改善等によりハローワークでの職業相談件数が想定以上に減少している中、各労働局に年度後半の取組強化を指示したところであり、最終的に目標の水準に達するものと見込んでいる。

④ ジョブ・カード作成者数

ジョブ・カード新規取得者数は、2017年度の目標25.0万人に対して、2017年10月末時点の実績は前年同期比で17.1%減の11.5万人となっており、目標達成は厳しい状況である。これは、離職者訓練及び求職者支援訓練の受講者数の減少（10.4万人→9.8万人（いずれも10月末時点速報値））、企業内人材育成推進助成金（廃止済）のキャリアコンサルティング制度導入による実績分が大幅に減少した（4.0万人→1.7万人（いずれも10月末時点速報値））こと等が主な要因と考えられる。

⑤ 公共職業訓練（離職者訓練）

公共職業訓練（離職者訓練）の就職率は、2017年度の目標は施設内訓練が80%、委託訓練が75%に対して、施設内訓練が86.8%（2017年9月末までに終了した訓練コースの終了3か月後の実績）、委託訓練が74.5%（2017年8月末までに終了した訓練コースの終了3か月後の実績）となっており、目標を達成する見込みである。求人・求職者のニーズに合致した訓練の設定、訓練実施機関・ハローワーク等との連携による就職支援等の取組の推進が有効であったと考えられる。

⑥ 求職者支援制度による職業訓練

求職者支援制度による職業訓練の就職率は、2017年度の目標は基礎コースが55%、実践コースが60%に対して、基礎コースが59.2%、実践コースが65.1%（2017年5月末までに終了した訓練コースの終了3か月後の実績）となっており、目標を達成する見込みである。訓練実施機関・ハローワーク等との連携による就職支援等の取組の推進が有効であったと考えられる。

⑦ 技能検定受験合格者数

技能検定受験合格者数は、2017年度の目標25万人に対して、約18.8万人（指定試験機関方式は4～10月まで、都道府県方式は4～9月までの速報値）となっており、目標を達成する見込みである。継続的な技能検定制度の周知に係る取組が有効であったと考えられる。

施策の達成状況を踏まえた評価及び今後の方針

① 地域若者サポートステーションの就職率

目標を達成するために、全国のサポステにおいて、ニート等の若者の職業的自立を目指し、キャリアコンサルタントなどによる専門的な相談、コミュニケーション訓練、協力企業への職場体験等を積極的に実施するほか、高校等との連携強化、その他の関係機関とのネットワークを活かした支援対象者の誘導、さらに、サポステスタッフを対象とした研修会等を通じた相談支援スキル向上に取り組んでいるところであり、今後もこれら取組みを通じ引き続き就職支援機能の強化を図っていく。

② ハローワークの職業紹介により正社員就職に結びついたフリーター等の数

目標を達成するために、引き続き「わかものハローワーク」等の支援拠点を中心としたきめ細かな個別支援を徹底するとともに、トライアル雇用等の関連する施策の積極的な活用や、関係機関との連携を通じフリーター等の正社員就職支援の強化に取り組む。

③ 学卒ジョブサポーターによる支援（正社員就職者数）

目標を達成するために、引き続ききめ細かな個別支援の徹底を図るとともに、大学等との連携により支援対象者の新卒応援ハローワーク等への誘導を強化する。特に、支援の緊要度の高い未内定学生等を重点に早期からの把握・誘導などに積極的に取り組むとともに、就職定着状況の把握の徹底に努める。

④ ジョブ・カード作成者数

目標を達成するために、今後も引き続き、公的職業訓練や雇用型訓練の積極的展開に併せたジョブ・カードの着実な作成促進を図るとともに、ハローワークにおける一般求職者を対象にした職業相談、企業における従業員へのキャリア形成支援や大学・専修学校等のキャリア教育等の有効なツールとして、ジョブ・カードのより幅広い活用を一層促す。

さらに、来年度においては、2015年12月に開設した、ジョブ・カード制度総合サイトの機能拡充、スマートフォン版ジョブ・カード作成支援アプリの周知等によっても、一層の活用促進を図る。

⑤ 公共職業訓練（離職者訓練）

目標を達成するために、今後も引き続き、求人・求職者のニーズに合致した訓練の設定や、訓練修了までに就職

が決まらない可能性のある受講生の訓練修了前からのハローワークへの誘導など、訓練実施機関とハローワークの連携による就職支援を徹底するほか、長期の訓練コースや、短時間訓練コースの設定、託児サービス支援の提供等を引き続き推進する。また、「民間教育訓練機関における職業訓練サービスガイドライン」の活用促進などにより、訓練の質の確保や訓練効果の維持・向上や、必要に応じた、より安定した就職を実現するために求められる見直しを行っていく。

⑥ 求職者支援制度による職業訓練

目標を達成するために、効果的な訓練コースの設定、ハローワークへの指定来所日の更なる活用、担当者制による集中的な支援、訓練実施機関の就職支援に関するノウハウ向上のための支援を行うなど、就職に向けた取組をより一層強化していく。

⑦ 技能検定受検合格者数

目標を達成するために、今後も引き続き、職種・作業の新設など、技能検定制度のさらなる普及・拡充に取り組んでいく。また、キャリア形成の必要性が高い若年世代の受検を支援するため、2017年度より受検料の減免措置を講じている。

分科会委員の意見

1 監理団体許可（平成30年3月8日現在）

申請件数	許可件数
2,165件（うち介護職種252件）	1,973件（うち介護職種172件） うち一般監理事業（※1） 676件（介護職種75件） うち特定監理事業（※2） 1,297件（介護職種97件）

（※1）一般監理事業とは、技能実習1号、技能実習2号及び技能実習3号の監理が可能となる事業区分であり、許可の有効期限は5年又は7年（前回許可期間内に改善命令や業務停止命令を受けていない場合）。

（※2）特定監理事業とは、技能実習1号及び技能実習2号の監理が可能となる事業区分であり、許可の有効期限は3年又は5年（前回許可期間内に改善命令や業務停止命令を受けていない場合）。

2 技能実習計画認定（平成30年3月2日現在）

区分	申請件数	認定件数
企業単独型（※3）	2,535件	1,329件
団体監理型（※4）	83,608件	34,967件
計	86,143件	36,296件

（※3）企業単独型とは、日本の企業等が海外の現地法人、合併企業や取引先企業の職員を受け入れて技能実習を実施する類型。

（※4）団体監理型とは、非営利の監理団体（事業協同組合、商工会等）が技能実習生を受入れ、傘下の企業等で技能実習を実施する類型。

人材開発支援助成金（平成30年度（予定））

別紙6-1

○職業訓練を実施する事業主等に対して訓練経費や訓練期間中の賃金の一部を助成する等により、企業内の人材育成を支援

支給対象となる訓練	対象	助成内容	助成率・助成額 注：（ ）内は中小企業以外	
				生産性要件を満たす場合
特定訓練コース	<ul style="list-style-type: none"> ・中小企業以外 ・中小企業 ・事業主団体等 	<ul style="list-style-type: none"> ・労働生産性の向上に直結する訓練 ・若年労働者への訓練 ・技能承継等の訓練 ・グローバル人材育成の訓練 ・雇用型訓練 <p style="text-align: right;">について助成</p>	OFF-JT 経費助成：45(30)% 【60(45)%（※1）】 賃金助成：760(380)円/時・人 OJT<雇用型訓練に限る> 実施助成：665(380)円/時・人	OFF-JT 経費助成：60(45)% 【75(60)%（※1）】 賃金助成：960(480)円/時・人 OJT<雇用型訓練に限る>/時・人 実施助成：840(480)円
一般訓練コース	<ul style="list-style-type: none"> ・中小企業 ・事業主団体等 	<ul style="list-style-type: none"> ・他の訓練コース以外の訓練 <p style="text-align: right;">について助成</p>	OFF-JT 経費助成：30% 賃金助成：380円/時・人	OFF-JT 経費助成：45% 賃金助成：480円/時・人
教育訓練休暇付与コース	<ul style="list-style-type: none"> ・中小企業 	<ul style="list-style-type: none"> ・有給教育訓練休暇制度を導入し、労働者が当該休暇を取得して訓練を受けた場合に助成 	定額助成：30万円	定額助成：36万円
特別育成訓練コース(旧キャリアアップ助成金人材育成コース) (※2)	<ul style="list-style-type: none"> ・中小企業以外 ・中小企業 	<ul style="list-style-type: none"> ・一般職業訓練 ・有期実習型訓練 ・中小企業等担い手育成訓練 <p style="text-align: right;">について助成</p>	OFF-JT 経費助成：実費(※3) 賃金助成：760(475)円/時・人 OJT<一般職業訓練を除く> 実施助成：760(665)円/時・人	OFF-JT 経費助成：実費(※3) 賃金助成：960(600)円/時・人 OJT<一般職業訓練を除く> 実施助成：960(840)円/時・人

支給対象となる訓練	対象	助成内容	助成率・助成額 注：()内は中小企業以外	
				生産性要件を満たす場合
・建設労働者認定訓練コース(旧建設労働者確保育成助成金)	・中小建設事業主 ・中小建設事業主団体(経費助成のみ)	・認定職業訓練または指導員訓練のうち建設関連の訓練 について助成	経費助成(訓練を実施した場合): 広域団体認定訓練助成金の支給又は認定訓練助成事業費補助金の交付を受けて都道府県が行う助成により助成対象経費とされた額の1/6 賃金助成(雇用する建設労働者に訓練を受講させた場合):4,750円/日・人	賃金助成(雇用する建設労働者に訓練を受講させた場合): 6,000円/日・人
・建設労働者技能実習コース(旧建設労働者確保育成助成金)	・中小建設事業主・中小建設事業主団体 ・建設事業主・建設事業主団体(女性建設労働者のみ)	・安衛法に基づく教習及び技能講習や特別教育 ・能開法に規定する技能検定試験のための事前講習 ・建設業法施行規則に規定する登録基幹技能者講習 などについて助成	経費助成 20人以下中小建設事業主: 75% 21人以上中小建設事業主 35歳未満:70% 35歳以上:45% 建設事業主(女性建設労働者):60% 賃金助成 20人以下:7,600円/日・人 21人以上:6,650円/日・人	経費助成 20人以下中小建設事業主:90% 21人以上中小建設事業主 35歳未満:85% 35歳以上:60% 建設事業主(女性建設労働者):75% 賃金助成 20人以下企業:9,600円/日・人 21人以上企業:8,400円/日・人
・障害者職業能力開発コース	・事業主又は事業主団体	・障害者職業能力開発訓練施設等の設置等 ・障害者職業能力開発訓練運営費(人件費、教材費等) に対する助成	(施設等) 3/4(上限額:5,000万円、更新の場合は1,000万円) (運営費) 4/5(上限額:1人当たり17万円)(※4)	-

- ※1 ・雇用型訓練において、建設業、製造業、情報通信業の分野(特定分野)の場合
・若者雇用促進法に基づく認定事業主又はセルフ・キャリアドック制度導入企業の場合
- ※2 ・非正規雇用労働者が対象
- ※3 ・一人当たり。訓練時間数に応じた上限額を設定。(中小企業等担い手育成訓練は対象外)
- ※4 ・重度身体障害者、重度知的障害者、精神障害者以外は3/4(上限額16万円)、重度障害者等が就職した場合10万円を追加支給。

職業訓練の標準的な内容(教科の内容や訓練時間数など)を規定している訓練基準について、近年の社会情勢や産業技術の革新の動向などを踏まえて、職業訓練内容の充実を図るため、訓練基準をより適切な内容に改めるもの。
 今回の改正の対象は、普通職業訓練のうち、以下の5訓練系**合計15訓練科**である。
【施行期日】平成30年4月1日

・改正する訓練科(15科)

項番	訓練系	訓練科
1	金属材料系	鉄鋼科
2	金属材料系	鑄造科
3	金属材料系	鍛造科
4	金属材料系	熱処理科
5	金属加工系	塑性加工科
6	金属加工系	溶接科
7	金属加工系	構造物鉄工科
8	機械系	機械加工科
9	機械系	精密加工科
10	機械系	機械技術科
11	第一種自動車系	自動車製造科
12	第一種自動車系	自動車整備科
13	第二種自動車系	自動車整備科
14	第二種自動車系	自動車車体整備科
15	メカトロニクス系	メカトロニクス科

15訓練科

☆「安全衛生」に関する「訓練内容」の充実強化に伴う訓練時間の追加(4科)
 金属材料系各訓練科共通の学科「安全衛生」の内容について、従来からの「産業安全」や「労働衛生」の内容に加えて、**環境面の安全確保に必要な「リスクアセスメント」に関する訓練内容を追加**する。
 ・金属材料系各訓練科の学科全体の総訓練時間:200時間(改正前)→**改正後:210時間(10時間増)**

☆「溶接」に関する「訓練内容」の充実強化に伴う訓練時間の追加(7科)
 「溶接基本実習(金蔵加工系の共通実習科目)」や「溶接加工(機械系の専攻共通実習科目)」の内容について、近年の溶接形態の多様化に伴い**訓練内容を充実**するため、従来からの「被覆アーク溶接」や「ガス溶接」に加えて、**金属加工系では「マグ溶接」(10時間分)を、機械系やメカトロニクス系では「アーク溶接」(20時間分)の訓練内容をそれぞれ追加**する。
 ・金属加工系各訓練科の実技全体の総訓練時間:290時間(改正前)→**改正後:300時間(10時間増)**
 ・機械系機械加工科の実技全体の総訓練時間:370時間(改正前)→**改正後:390時間(20時間増)**
 ・機械系精密加工科の実技全体の総訓練時間:350時間(改正前)→**改正後:370時間(20時間増)**
 ・機械系機械技術科の実技全体の総訓練時間:830時間(改正前)→**改正後:850時間(20時間増)**
 ・メカトロニクス系メカトロニクス科の実技全体の総訓練時間:300時間(改正前)→**改正後:320時間(20時間増)**

☆教科科目名の統一(4科)
 系基礎実技の教科科目の名称を「**自動車整備士技能検定規則(昭和26年運輸省令第71号)**」で規定されている「**一級自動車整備士**」などの実技試験科目と統一して、整合性を図る。

① 測定基本実習 ② 機械操作基本実習 ③ 工作基本実習 ④ 安全衛生作業法	(改正後)	① 測定基本実習 ② 工作基本実習 ③ 安全衛生作業法
---	-------	-----------------------------------

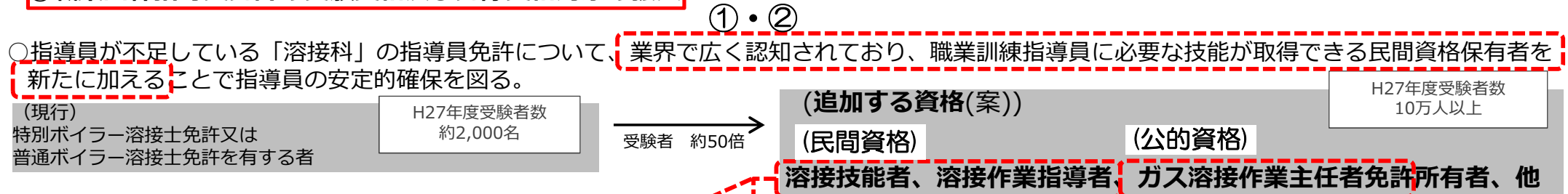
職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令案(第45条の2及び第46条等概要)

特に不足している免許職種に係る職業訓練指導員(愛称:テクノインストラクター)の今後の継続的・安定的な確保に資するよう、当該免許職種におけるテクノインストラクター試験の受験対象を拡大し受験者数の増加を図る必要があることから、所要の制度追加・改正を行うもの。**【施行期日】平成30年4月1日**

また、平成30年度の改正対象は、テクノインストラクターの免許職種(全123職種)のうち、「溶接科」とする。

「第3回人材開発分科会(平成30年2月6日)」説明資料

②職業訓練指導員免許の受験資格及び免除資格対象の拡大



省令改正による対応

①「実技試験合格者と同等以上の技能を有する者」への受験資格の付与(第45条の2第3項第4号)

当該業界で広く認知され、職業訓練の実技指導時に必要な技能・技術を取得する『**民間資格保有者**』を指導員試験の「**実技試験合格者と同等以上の技能を有する者**」として、試験の受験資格を追加

②「実技試験免除」規定の追加(第46条)

当該民間資格保有者に対して、試験受験時の「**実技試験を免除**」する規定を追加

③「溶接科」の「受験資格」の追加(別表11の3)

溶接科の受験資格として、「**ガス溶接作業主任者**」免許又は「**ガス溶接技能講習**」修了者を追加

参考「実技試験合格者と同等以上の技能を有すると認められる者として厚生労働大臣が定める者」(溶接科)

・民間資格保有者の保有技能のうち、**溶接の「方法(自動・半自動やテイク溶接)」を規定**して、溶接の「姿勢(上向きや横向きなど)」や「材料の材質(「鋼」や「ステンレス」、「アルミ」)」、「板の厚さ(何ミリ以上)」といったより具体的・詳細な「技能」の要件は、人材開発統括官通達で規定。

1 技能検定試験の概要

- ① 「ブライダルコーディネーター職種」は、ブライダル業において顧客のニーズに沿った挙式・披露宴を企画・提案し、遂行する業務に従事する職種。
- ② 顧客の個性化・多様化により顧客ニーズに沿った挙式・披露宴を行うに当たり必要な技能を対象とし、複数等級（1級、2級、3級）による試験を実施。
- ③ 業界団体である公益社団法人日本ブライダル文化振興協会が、試験を実施する指定試験機関として指定申請。

2 職種新設の背景・理由

- ① 平成27年度から2年間にわたり、厚生労働省委託事業「業界検定スタートアップ支援事業」を実施。
- ② 公益社団法人日本ブライダル文化振興協会が実施する「アシスタントブライダルコーディネーター検定」の延べ有資格者は約2万9千名であり、平成28年度受検者数は約3,900名となっており、継続的な需要があること。
- ③ 1県当たりの事業所数（結婚式場業）は100所超が2都県、50～99所が4県、20～49所が20道府県、19所以下が21県となっており、職種の対象労働者が全国的に相当数存在していること（総務省「経済センサス-基礎調査」（平成26年）より）。

3 申請内容の審査

- ① 公益社団法人日本ブライダル文化振興協会から、「ブライダルコーディネーター職種」の指定試験機関の指定申請（平成30年2月）。
- ② 職業能力開発専門調査員に、申請内容について意見聴取を行ったところ、適切であるとの回答を得た。

4 今後のスケジュール

- ① 職種新設に係る改正省令等は、平成30年5月中に公布、同日施行予定。
- ② 平成30年度下期からの試験実施を予定。

技能検定「ホテル・マネジメント職種」の職種新設について

1 技能検定試験の概要

- ① 「ホテル・マネジメント職種」は、ホテルの経営管理業務に従事する職種。
- ② ホテルにおける宿泊・料飲・宴会部門の経営管理を行うに当たり必要な技能を対象とし、複数等級（1級、2級、3級）による試験を実施。
- ③ 業界団体であるホテル業界検定スタートアップ支援協議会が、試験を実施する指定試験機関として指定申請。

2 職種新設の背景・理由

- ① 平成27年度から2年間にわたり、厚生労働省委託事業「業界検定スタートアップ支援事業」を実施。
- ② 事業所数は平成21年は47,895所、平成24年は41,592所、平成26年は41,615所であり、一定の経営管理者の需要が見込まれること（総務省「経済センサス-基礎調査」（平成21年・26年）及び「経済センサス-活動調査」（平成24年）より）。
- ③ 1県当たりの事業所数は1,000所超が12都道府県、500～999所が22府県、499所以下が13県となっており、職種の対象労働者が全国的に相当数存在していること（総務省「経済センサス-基礎調査」（平成26年）より）。

3 申請内容の審査

- ① ホテル業界検定スタートアップ支援協議会から、「ホテル・マネジメント職種」の指定試験機関の指定申請（平成30年2月）。
- ② 職業能力開発専門調査員に、申請内容について意見聴取を行ったところ、適切であるとの回答を得た。

4 今後のスケジュール

- ① 職種新設に係る改正省令等は、平成30年5月中に公布、同日施行予定。
- ② 平成30年度下期からの試験実施予定。